埼玉医科大学共同研究・受託研究取扱要綱

(令和4年9月1日制定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、埼玉医科大学補助金関連共同研究規則(平成15年3月18日制定)に基づき、埼玉医科大学(以下「本学」という。)における外部機関との共同研究及び受託研究に関し必要な事項を定め、本学の産学連携活動の進展及び充実に資することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 外部機関 国又は地方公共団体、独立行政法人公共団体、国公私立大学、法人及びその 他の者をいう。
 - (2) 補助金関連共同研究 研究経費の補助を国庫補助金等から得て学内又は学外で行う共同 研究をいう。
 - (3) 共同研究 補助金関連共同研究を除く外部機関から研究者及び研究費等を本学が受け入れて、共通の研究課題について共同して行う研究をいう。
 - (4) 受託研究 外部機関から特定の事項について、委託を受けて行う研究で、これに要する 経費を委託者が負担するものをいう。
 - (5) 共同研究等 外部機関との共同研究又は受託研究をいう。
 - (6) 直接経費 人件費、消耗品、設備備品等、共同研究等を遂行する上で直接的に必要な経費をいう。
 - (7) 間接経費 光熱水費、研究で使用する施設等整備維持経費、管理事務経費等の共同研究 等の実施に伴い生じる大学の管理運営に必要な諸経費をいう。
 - (8) 研究責任者 本学で行われる共同研究等を統括する教員をいう。
 - (9) 共同研究員 外部機関において研究業務に従事しており、共同研究のために当該外部機関に在籍のまま派遣される者をいう。
 - (10) 職員等 法人の役員等、教職員(法人と契約関係にある特任教員又は客員教員及び非常 勤の教員を含む。)及び研究等を行うために所定の手続を経て受入れを許可された者(共同 研究員を除く。)をいう。

(共同研究等の申込み)

- 第3条 外部機関と共同研究等を実施しようとする者は、研究責任者を定め、所属長を通じて 次の各号に掲げる書類をリサーチアドミニストレーションセンター(以下「RAセンター」 という。)に提出するものとする。
 - (1) 研究計画書(様式任意)
 - (2) 所要経費内訳表(様式1)

(共同研究等の受入れ)

第4条 RAセンターは、共同研究等の受入れに当たり、本学の研究上有意義であって、本学の教育研究及び診療に支障を来すおそれがないこと、関係法令及び本学の諸規程等を遵守すること、その他の必要な事項を確認するものとする。

(契約の締結)

- 第5条 本学及び外部機関は、共同研究等の実施に当たり、双方で協議の上、契約を締結する ものとする。
- 2 前項の契約には、次条から第 16 条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を契約 書に明記するものとする。
 - (1) 当該研究の中止に関すること。
 - (2) 当該研究のため研究者間で提供する情報、試料等の利用範囲及び守秘義務に関すること。
 - (3) 共同研究員を受け入れる場合における当該研究者の受入条件、服務等に関すること。
 - (4) 研究遂行中の事故、補償等に関すること。
 - (5) 研究費の支払に関すること。
 - (6) 免責に関すること。
 - (7) 反社会的勢力の排除に関すること。

(研究施設の利用)

- 第6条 共同研究員は、許可を得て本学の施設、備品等について、研究に必要な範囲内において利用することができるものとする。ただし、共同研究員は、故意又は重大な過失により学内施設、設備、備品等を破損又は滅失したときは、当該損害を賠償しなければならない。 (研究に要する設備)
- 第7条 共同研究の遂行上必要があると認めたときは、外部機関の所有する設備、備品等を無償で受け入れ、共同利用することができるものとする。この場合において、受け入れる設備、備品等の帰属及び搬入、搬出、設置等の経費支出については、本学と外部機関で協議した上で決めるものとする。

(研究の期間)

- 第8条 共同研究等の実施期間は、あらかじめ定めるものとする。
- 2 共同研究等の実施期間終了後に継続して研究をすることが必要な場合には、実施期間終了 の1か月前までに第3条各号の書類を提出するものとする。

(共同研究等に要する経費)

- 第9条 外部機関は、次の各号に掲げる共同研究等に要する経費を負担するものとする。
 - (1) 直接経費 実費をもって積算方式で算定するものとする。
 - (2) 間接経費 直接経費の15%に相当する額とする。ただし、法人税非課税の条件を満たす契約となる場合は、直接経費の10%に相当する額とする。

- (3) 産学連携促進費 共同研究等の研究者が蓄積してきた学術的知見、研究価値等による貢献度に応じた対価を算定できるものとし、研究者1人当たりの単価は、外部機関との協議により決定する。産学連携促進費は、共同研究等の研究者が所属する基本学科・学科の研究費とする。
- 2 前項の経費の金額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(設備及び備品の帰属)

第10条 直接経費により取得した設備等は、学校法人埼玉医科大学固定資産及び物品管理規程(平成8年4月1日制定)の定めるところにより、学校法人埼玉医科大学に帰属するものとする。共同研究等が中止となった場合においてもこれを適用する。

(契約の遵守及び守秘義務)

第11条 共同研究等に参画する職員等は、契約書に定められた事項を遵守しなければならない。

(共同研究計画書の変更等)

第12条 研究責任者は、共同研究計画書の変更又は共同研究等を中止する必要が生じた場合には、直ちに所属長及びRAセンターにその旨を報告するものとする。

(共同研究等中止の勧告)

第13条 共同研究等の実施が、関係法令及び本学の諸規程等に照らして適切でないと判断した場合は、当該共同研究等の中止を勧告できるものとする。

(共同研究等の終了)

第14条 研究責任者は、当該共同研究等が終了したときには、所属長及びRAセンターに終 了報告書(様式2)を提出するものとする。

(研究成果の公表)

- 第15条 共同研究等による研究成果は、原則として公表するものとする。
- 2 研究成果の公表の時期、方法等は、必要に応じて外部機関との契約において定めるものとする。

(発明等の取扱い)

第16条 共同研究等において行った発明等に係る知的財産権の取扱いは、外部機関との契約により定めた事項に従うものとし、本学の手続については、学校法人埼玉医科大学知的財産に関する規程(平成12年11月18日制定)の定めるところにより行うものとする。

(事務)

第17条 共同研究等に関する事務のうち、経理に関する事務にあっては学校法人埼玉医科大学研究費取扱規程(平成16年3月27日制定)に基づき経理部が行い、その他の事務にあってはRAセンターが行うものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、外部機関との共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

所要経費内訳表

	研究責任者								
	所属・職名								
	連絡先	(E-ma	il)(内総	泉)					
				氏	名			所属	• 職名
1. 実施体制	分 担 者								
	分 担 者								
	相手先研究者								
	分 担 者								
	分 担 者								
2. 研究課題									
3. 研究概要									
	項目				金	額(千	一円)		
4.経費	消耗品 備品費 旅費 人件費・謝金 その他								
	合 計								

年 月 日

埼玉医科大学

学長 殿

基本学科 研究責任者 印

終了報告書

以下の受託・共同研究が終了しましたので、報告します。

1 受託・共同研究先									
2	研	究	題	目					
3	研	究	2	費				円 円	
4	研究	終 了	年	月日	年	月	日		
5	研 究	成果	E 07	概 要					